

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 28 年 11 月 2 日

滋賀県知事　三日月　大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地　（仮称） ドラッグコスモス木の岡店　大津市木の岡町 51 ほか
- 2 意見の概要　大津市からの意見
 - (1) 災害時において駐車場を地域避難場所として使用するなど、地域からの協力要請があった場合は十分に配慮いただきたい。
 - (2) 地元の学区自治連合会長に事業内容を説明するとともに近隣自治会への説明についても要請があれば行い、説明結果報告書を大津市市民部自治協働課に提出されたい。また、当該自治会の活動に関する要望があれば協力をお願いしたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講ずること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 木の岡町自治会および下阪本学区自治連合会に当該事業について説明し、十分な理解を得ること。
 - (5) 住宅地に工事用車両が進入しないようにされたい。
 - (6) 通学路に対しては安全対策を講ずるとともに、工事工程表など下阪本小学校へ提出し説明すること。
 - (7) 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止について、具体的な措置を示すとともに、十分な対策を講ずること。
 - (8) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成 10 年大津市条例第 27 号）に規定する特定建設作業を行う場合は、各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を届出すること。
 - (9) 土壌汚染を未然に防止するため、造成に用いる土砂は有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (10) 当該事業において 3,000 平方メートル以上の盛土、切土等の土地の形質の変更を行なう場合は、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条に基づく届出が必要となるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議し、必要に応じて、形質の変更等の着手の 30 日前までに届出すること。
 - (11) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成 11 年大津市規則第 64 号）第 20 条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第 21 条の規定に基づき事前に大津市環境部環境政策課に協議すること。
 - (12) 設置される施設および機器によっては、騒音規制法等の環境法令に定める特定施設等に該当することがあるため、事前に大津市環境部環境政策課と協議を行い、必要に応じて、各該当法令に定める期日までに届出書を届出すること。
 - (13) 当該届出に係る騒音予測地点 D および E 付近において、施設等の配置変更など騒音防止方法について検討すること。
 - (14) 当該店舗から排出される事業系一般廃棄物については、家庭用ごみの集積所への排出は厳に慎み、許可業者に委託するなど適正に処理すること。特に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物については安全かつ適正に処理すること。
 - (15) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (16) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成 6 年大津市条例第 17 号）第 30 条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (17) 一般廃棄物と産業廃棄物を明確に区分して保管すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成 6 年大津市規則第 45 号）第 16 条の保管基準を順守すること。
 - (18) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻やがれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (19) 当該店舗が営業開始され次第、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 16 条の 3 に定めるところにより、事業系廃棄物管理責任者を選任するとともに、同条例第 16 条の 4 に定めるところにより事業系廃棄物減量等計画書を毎年提出すること。
 - (20) 店舗計画地に都市計画施設（都市計画道路 3・3・22 号浜大津堅田線）が計画決定されていることから、必要に応じて都市計画施設の明示申請を行うこと。なお、都市計画施設の区域内に建築物を建築するときは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条による建築の許可を得ること。
 - (21) 店舗計画地の用途地域は二種類の用途地域にわたるため、必要に応じて用途地域階の明示申請すること。
 - (22) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく届出について、大津市景観形成に関する指導要綱に規定する事前協議書を提出し、終了通知後に届出を行うこと。
 - (23) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容等によって許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行い、必要に応じて許可を得ること。
 - (24) 当該店舗の駐車場について、駐車料金を徴収する場合は内容により駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 12 条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
 - (25) 大津市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成 24 年大津市条例第 6 号）および大津市開発許可制度に関

する基準に基づき開発許可を得るとともに、許可条件を順守すること。

- (26) 駐車場の出入口付近には視認性向上のため、視界を遮る構造物や密な植栽を設置しないこと。また、周辺道路の通行車両や歩行者への安全対策として出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
- (27) 駐車場の混雑等による影響で周辺道路が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
- (28) 工事に伴う濁水等が隣接する大津市道および普通河川等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (29) 当該申請地周辺の道路は下阪本小学校および日吉中学校の校区に該当することから、児童および生徒の登下校時における工事用車両等の通行について交通誘導員を配置するなど十分な安全対策を講ずるとともに、該当校へ事前説明されたい。なお、工事に伴い発生した問題は事業者において解決されたい。
- (30) 工事中や店舗営業時に危険物を貯蔵または取扱う場合は消防関係法令を順守すること。
- (31) 大規模小売店舗立地法に基づく手続を滞りなく行うこと。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 平成28年11月2日から平成28年12月2日まで